

12月3日～9日は「障害者週間」です！ ～手話でつながるみんなの笑顔～

朝倉市手話言語条例を制定しました！

(平成29年4月1日施行)

条例の概要は？

手話への理解促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民・事業者の役割を定めています。

条例の目的

手話を言語として認識し、手話への理解を広げ、ろう者とろう者以外の人々が、共生することのできる地域社会を実現すること。

基本理念

ろう者が、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されること。

「手話」とは？

聞こえに障がいのある人たちの生活の中から育まれた言語で、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する“目で見ることば”です。

「ろう者」とは？

手話を言語としてコミュニケーションを図る人たち。

市の責務

- ・基本理念にのっとり、市民の手話への理解を促進し、手話による意思疎通が可能な環境を整備する。
- ・手話による情報取得の機会拡大
- ・手話による意思疎通の支援など

市民の役割

- ・手話への理解を深める。
- ・市が推進する施策への協力に努める。



事業者の役割

- ・ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める。



あいさつ					
「おはようございます」 こめかみにあてた右手を下ろした後、おじぎする。	「こんにちは」 2指を伸ばした右手を、顔の中央にあてた後、おじぎする。	「こんばんは」 両手を目の前で交差させた後、おじぎする。	「よろしくお願いします」 握った手を胸にあてる。	「お待ち下さい」 右手の甲をあごに当てる。	「もう一度お願いします」 あごの下から、閉じた右手の人差し指と親指をV字に開いて、人差し指をたてる。
「ありがとうございます」 左手の甲に直角にのせた右手を上上げる。	「さようなら」 手を握るしぐさをする。	「わかりました」 右手を胸に当てて下ろす。	 ↓	 ↓	 ↓
			右手を顔の中央から少し下 に下ろしながら、おじぎする。	右手を顔の中央から少し下 に下ろしながら、おじぎする。	右手を顔の中央から少し下 に下ろしながら、おじぎする。



条例及び手話に関する
お問い合わせは・・・

朝倉市福祉事務所 障がい者福祉係
TEL/0946-28-7551 FAX/0946-22-5199
E-mail:fukushi-syougai@city.asakura.lg.jp